

Beyond

ASAHI
Research Institute

2024. 2 vol.38

経営に BI 活用を

あさひ総研

マンション評価方法の改正

社会保険 被保険者賞与支払届の注意点

公益認定法施行規則の改正について

バックオフィスも DX へ

Focus

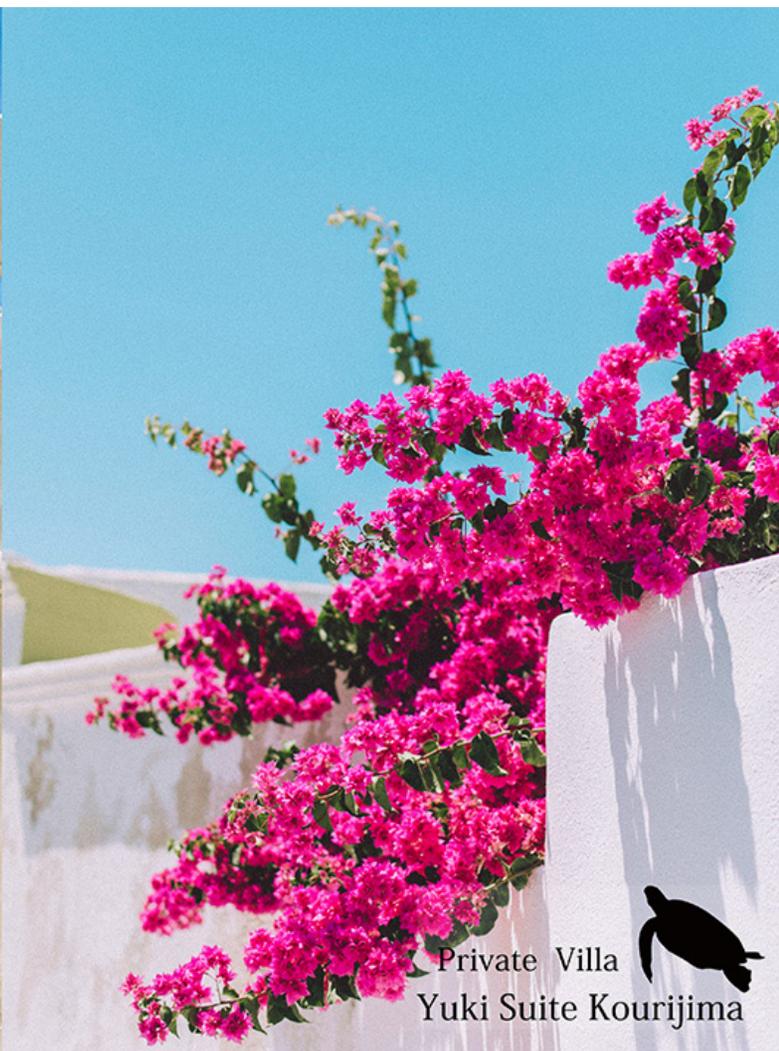
Yuki Suite Kourijima

News

あさひ通信

第 223 回 向井千秋宇宙飛行士

INFORMATION



Private Villa
Yuki Suite Kourijima



CONTENTS

経営に BI 活用を

あさひ総研

- 01 ・相続
マンション評価方法の改正
- 02 ・労務
社会保険 被保険者賞与支払届の注意点
- 03 ・公益法人
公益認定法施行規則の改正について

バックオフィスもDXへ

Focus Yuki Suite Kourijima

News

あさひ通信 第 223 回 向井千秋 宇宙飛行士

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

企業のもつデジタルデータの有効活用に向けて



経営に BI 活用を

統括代表社員 田牧 大祐

スイデンテラス*1 運営の宿泊事業やアグリ事業を営むなど、地域課題の解決に取り組むヤマガタデザイングループ（代表 山中大介氏）の経営はダイナミックでスピード感に溢れている。その背景には、情熱溢れるユニークなメンバーが集まっているからだろうと感じているのであるが、特にエンジニアの齋藤氏が進める BI*2 活用は先進的で、中小企業のデータ活用モデルといえる。宿泊事業においては、収益、費用の会計情報と宿泊情報等をリアルタイムで連携、BI を使って可視化し、経営判断に役立てている。ペビーリーフを製造販売しているアグリ事業における BI 活用はさらに進んでいる。ペビーリーフのオーダーが入ると、出荷地域までの配送リードタイムと休日を考慮した個別の作業計画を自動立案、可視化される。スタッフは、毎朝、作業開始前に、受注状況や収穫、出荷作業をチェックし、効率的に業務をスタートできる。さらに一定のパラメータにより収穫予想を可視化、生産販売計画の最適化とともに、オーダーと比較して需給過不足の調整をしている。

従来、経営判断の基礎としてデータを活用する場合、経営者は営業部門、製造部門、経理部門など多くの部門に最新情報を取りに行くか、あるいは、一定の会議日に各種システムの情報が転記された古い情報に依存した経営判断をすることが一般的であったと思われる。

今後は、API 連携や RPA を組み合わせた BI の活用により、スピード感をもって経営にあたる企業とそうでない企業の二極化が進むであろう。

あさひ会計でも、税務申告業務の進捗管理に BI を活用している。税務申告には厳格な税法上の締め切り日があり、

進捗管理は重要である。確定申告業務においては、資料依頼から申告完了まで複数のタスクを計画管理アプリと BI で一元化し、個人別、チーム別の進捗をリアルタイムでグラフ化し、良く見える場所にモニター表示している。以前はスタッフの業務進捗は、スタッフの上長しか知らなかったのであるが、進捗が遅れているスタッフが即座に分かり、トラブルやサポートの必要性に気づくことが出来る。社内で日常的に稼働している約 200 の RPA プロセスも、リアルタイムに BI で稼働状況がモニター表示されている。RPA 実行が無事完了したかが常に見えるのである。

BI 表示を見ると思いだすのは、テレビアニメ「攻殻機動隊」公安 9 課課長の荒巻氏の「知らないものは探さない」というセリフである。知らないものに対して行動は起こさない。

企業活動のほぼすべてがデジタルデータに変換可能になり、有用なデータをリアルタイムで分析、可視化し、経営判断、サービス向上、生産効率化に役立てる時代になっている。BI 活用にあたっては、経営者自身が意思決定に必要なデータの収集や分析等、データモデル設計が鍵となる。経営において BI は不可欠のツールであり、BI エンジニアは企業の成長に欠かせない存在になるであろう。

*1 「晴耕雨読の時を過ごす、田んぼに浮かぶホテル」をコンセプトにした自然環境と調和した山形県鶴岡市にあるホテル

*2 Business Intelligence の略。データを収集、分析、加工することでビジネスの意思決定に活用する可視化などの手法



令和6年1月1日以後の相続、遺贈または贈与から、マンション等の居住用の区分所有財産の評価方法が改正されました。この改正により評価額（以下、相続税評価となる財産評価基本通達による評価方法を前提に説明）が市場価格と大きな乖離がある場合、改正前と比較すると評価額が上昇することになります。具体的にはマンションの相続税評価額と市場価格の乖離率が1.67倍以上となる場合、相続税評価額が市場価格の60%程度になるように補正される計算方法となります（国税庁法令解釈通達：居住用の区分所有財産の評価について）。

【改正の背景となった事案】

2022年4月19日の最高裁判決として、タワーマンションの相続税評価額が市場価格から大きく逸脱すると公平な課税を欠く恐れがあるとして、路線価方式での評価が否認されたケースがありました。この事例では、被相続人は10億円の借入れを行い、13億円で2棟のマンションを購入しました。相続人は、財産評価基本通達を用いて3億3千万円と評価する一方、10億円の借入れにより相続税を0円と申告しました。しかし、国税庁はマンション評価を用いた過度な相続税対策が行われていたとして財産評価基本通達総則6項*を適用し、不動産鑑定士による鑑定評価額で課税すべきとして訴訟に発展しました。判決の結果、国税側の主張が認められ、当該マンションは鑑定評価額12億7千万円とされ、相続人側に3億円の追徴課税が課せられています。このような過度な節税が問題視されたことから、マンションの評価方法に改正が加えられることになりました。

*財産評価基本通達によって評価をしていますが、評価が著しく不適当と国税庁が判断した場合には、通達の評価とは異なり国税庁が評価の金額を決めるとするもの。

【令和5年度税制改正大綱】

上記判決を受けて、令和5年度の税制改正大綱では下記のように記載されました。「マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られる。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する」

【改正後の評価方法】

今回の評価方法の改正は相続税評価額と市場価格が大きく乖離する（特に相続税評価額が市場価格と比較し著しく低い）場合を想定しています。この場合の改正後の評価計算式は、相続税評価額を理論的な市場価格に補正し、その値に0.6を乗ずる計算をする方式となります。

【改正の対象となる物件】

- ・区分所有不動産（いわゆる分譲マンション）

【改正の対象とならない物件】

- ・居住用でない商業ビルや事業用のテナント物件
- ・2階建て以下の低層マンション
- ・登記上は区分所有されている二世帯住宅等
- ・1棟そのものを所有しているマンション

マンション評価方法の改正

【計算例：国税庁 HP 抜粋】

改正前の相続税評価額から1.4倍評価額が上昇した例です。

Ⅲ 居住用の区分所有財産の評価額の計算例		
【1 事例の概要】		
相続開始日：令和6（2024）年7月1日		
法定相続人：妻、子2人		
相続税がかかる財産：居住用の区分所有財産（自用） ^(注) 、有価証券1,200万円、預貯金3,000万円		
債務・葬式費用：2,319,400円		
(注) 居住用の区分所有財産に関する事項は、次のとおりです。		
種 類：居宅 (●)	《居住用の区分所有財産の登記事項証明書》	
築年数：15年（平成22（2010）年4月1日～令和6（2024）年7月1日） (●)	所在地：東京都千代田区千代田	用途：専ら居住用
総階数：11階 (●)	階数：11階	用途：専ら居住用
所在階：3階 (●)	用途：専ら居住用	用途：専ら居住用
専有部分の面積：59.69㎡ (●)	用途：専ら居住用	用途：専ら居住用
敷地の面積：3,630.30㎡ (●)	用途：専ら居住用	用途：専ら居住用
敷地の割合：1150000分の6319 (●)	用途：専ら居住用	用途：専ら居住用
敷地利用権の面積 ^(注) ：19.95㎡	用途：専ら居住用	用途：専ら居住用
従来 ^(注) の区分所有権の価額：5,000,000円	用途：専ら居住用	用途：専ら居住用
従来 ^(注) の敷地利用権の価額：10,000,000円	用途：専ら居住用	用途：専ら居住用
※ 敷地利用権の面積は、次により計算します。		
(敷地の面積) × (敷地の割合)		
3,630.30 ㎡ × 6,319 / 1,150,000		
= 19.95 ㎡		
【2 居住用の区分所有財産の評価額の計算】		
(1) 評価乖離率	＜A～Dの計算＞	
評価乖離率 = A + B + C + D + 3.220	① Aの計算	
= 2.457	A = 15年 × △0.033 = △0.495	
(2) 評価水準	② Bの計算	
評価水準 = 1 ÷ 2.457	総階数指数 = 11階 ÷ 33 = 0.333	
= 0.4070004070…	B = 0.333 × 0.239 = 0.079	
(3) 区分所有補正率	③ Cの計算	
評価水準 (0.4070004070…) < 0.6	C = 3階 × 0.018 = 0.054	
区分所有補正率 = 評価乖離率 × 0.6	④ Dの計算	
= 2.457 × 0.6	敷地持分換小度 = 19.95㎡ ÷ 59.69㎡	
= 1.4742	= 0.335	
	D = 0.335 × △1.195 = △0.401	
【区分所有権の価額】		
(従来 ^(注) の区分所有権の価額)	(区分所有補正率)	(区分所有権の価額)
5,000,000円	× 1.4742	= 7,371,000円
【敷地利用権の価額】		
(従来 ^(注) の敷地利用権の価額)	(区分所有補正率)	(敷地利用権の価額)
10,000,000円	× 1.4742	= 14,742,000円

【総論】

冒頭の通り、改正後の評価額については市場価格の60%が目安になることから、相続財産としての現預金等と比較するとマンション等の財産評価額の方が低くなることには改正前後で変わりはありません。ただし、市場価格とは大きく乖離した評価をすることに歯止めがかかったということになります。今後はこの改正点を踏まえた評価になることには留意する必要があります。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の財務経理を経て、KPMG Japan 有限責任あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

社会保険 被保険者賞与支払届の注意点



最近、年金事務所による事業所調査で指摘されるのが、被保険者賞与支払届の提出漏れです。

1. 被保険者賞与支払届とは

事業主が被保険者および70歳以上被用者に賞与を支給する場合には、社会保険料を控除して支給し、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」（以下、「賞与届」）により支給額等を届出します。

賞与届の対象となる賞与は、賃金、給料、俸給、手当、賞与其他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものです。年4回以上支給する賞与は標準報酬月額の対象とされ、後述3のとおり算定基礎届で月額に含んで届出をします。なお、労働の対償とみなされないもの（結婚祝金等）は対象外です。

2. 賞与届の対象となるもの

届出漏れがよく指摘されるものを挙げます。ただし、いずれも1年に4回以上支給されるべく給与規程等に定めている場合は、後述3のとおり、賞与届は行わず、算定基礎届での算入となります。

(1) 年末年始手当

年末年始に勤務することに対するねぎらいとして、年末年始手当を支給する事業所が多く見受けられます。数千円という少額であっても、1回〇円というように固定額で支給する場合、年末年始手当は賞与届の対象となります。

(2) 永年勤続表彰金

永年勤続表彰金は、その支給事由及び金額が給与規程等に定められ、その定めに基づき支給される場合は、賞与届の対象です。支給方法が旅行券等の金券であっても同様です。ただし、以下のすべてに該当する場合は、福利厚生として恩恵的に支給されるものとして、賞与ではないとされています。

- ①表彰の目的…企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。
 - ②表彰の基準…勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。
 - ③支給の形態…社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。
- #### (3) インフレ手当・物価手当

最近、物価高騰に対応するため、生活支援として一時金を支給したという例を聞きますが、これも賞与届対象です。なお、毎月継続的に支給する手当として新たに設けた場合

は、通常の月額の報酬に含むものとなり、新設し支給を開始した月を固定的賃金の変動があった月として随時改定の契機となります。

(4) 寒冷地手当

冬期間だけ、暖房等光熱費補助として寒冷地手当を支給する場合、それがたとえば12月～1月までの各月等、年に3回までの場合は賞与届が必要です。年4回以上の場合は後述3のとおりです。

(5) 従業員紹介により支給される採用報奨金

従業員が会社に紹介した人材が採用され定着した場合に、紹介者に対し報奨金を支給することがあります。賃金として支給するのでなければ職安法第40条（厚労省の許可なく労働者の募集を行う者に報酬を払うことを禁止）違反となるため、通常、給与規程等に定めを置いて賃金として支給する制度を設けて実施します。したがって、採用報奨金はそれが年4回以上の支給でなければ、賞与支払届の対象となり、たとえ支給される人がその月に1人しかいなくても賞与届を提出しなければなりません。

3. 「年4回以上支給」の考え方

賞与が年4回以上支給される場合、7月1日から翌年6月30日までの1年間分の総額を12で割って、算定基礎届において月の報酬額に算入します。ただし、年4回のカウントは、諸規程等から、同じ性質の賞与であると認められるものごとに判別します。たとえば、「夏季賞与」「冬季賞与」は直前半年の勤務成績に対して支給され、寒冷地手当（年3回支給）は光熱費という生活費補てんとして支給するとします。この場合、夏・冬の賞与と寒冷地手当は性質が異なるものであり、それぞれ2回と3回の支給であっていずれも4回以上にならないため、すべて（年5回）支給時に保険料控除し賞与届を提出することになります。ただし、同一月に2つの賞与の支給があるのであれば、合算して賞与届を作成できます。

賞与届が必要なものは保険料控除をするために、通常の月例の給与と一緒に給与計算できない等、手間がかかります。特定の時期のみスポットで支払うものがある場合、賞与届に漏れないか、今一度確認されてはいかがでしょうか。



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。

公益法人



公益認定法施行規則の改正について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府令第75号）が、令和5年12月4日に公布、施行されました。
実務上の対応が必要なものを紹介します。

【第34条（電磁的記録）】

◎概要

財産目録等を、電磁的記録をもって作成する場合の規定。

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定。以下「工程表」という。）に従い、財産目録等の作成について、クラウドサービス等を利用することが許容される規定に見直されました。

◆改正前…磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物

◆改正後…公益法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体

◎内閣府の考え方

公益法人が作成する認定法第21条第1項に規定する書類（事業計画書、収支予算書等）及び、第2項に掲げる書類（財産目録、役員等名簿、報酬支給基準等）について、同条第3項において電磁的記録をもって作成する場合に、クラウドサービス等が利用可能である旨を明確化したものです。これまでの取扱いと変わるところはありません。

【第48条（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）】

◎概要

公益目的取得財産残額の算定に係る規定。

公益法人が認定を取り消された場合に贈与しなければならない公益目的取得財産残額について、現在制度改革で検討している新たな把握方法に移行するまでの間の措置として、算定方法が明確化されました。

◆改正前…公益目的取得財産残額

◆改正後…公益目的取得財産残額（その額が零を下回る場合にあっては、零）

◎内閣府の考え方

1) 公益法人の主たる目的である公益目的事業の実施に当たり、恒常的・恣意的に法人会計等から公益目的事業費を支出することで、公益目的取得増減差額の赤字を増加させることによる不正を防止することを目的としています。

具体的には、毎年度、公益目的取得財産残額に準ずる額を算定するための別表Hにおいて、公益目的増減差額は「0」以上となります。※新様式の別表Hの計算式において、「1公益目的増減差額欄」「24公益目的取得財産残額欄」は、数値がマイナスの場合において、自動で「0」に補正される設定になっています。

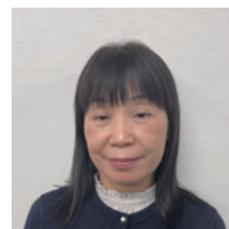
2) 毎事業年度における公益目的取得財産残額の把握については、今後の制度改革において、実際に使用する機会が限られ、難解で作成に手間がかかる別表Hを用いた公益目的取得財産残額の算定に替えて、①公益目的事業財産や公益目的取得財産残額等の概念・定義を再整理、②公益目的事業会計の区分経理を徹底、③取消し時点の財務諸表等から公益目的取得財産残額を算定できるよう、明確化・簡素化する方向で検討を進めます。

3) 実際に公益認定の取消し等があり、別表H上に基づき算定される公益目的取得財産残額が、実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。

公益法人インフォメーションにて、令和5年12月4日付で「上記改正内容等について」「よくある質問（FAQ）及び定期提出書類の手引き（公益法人編）の修正について」が公表されています。



また、別表H申請・届出様式の変更がされており、令和6年1月1日より新様式に全面移行されています。



山形事務所 審査部
海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけでなく、公益法人の設立支援などにも携わる。

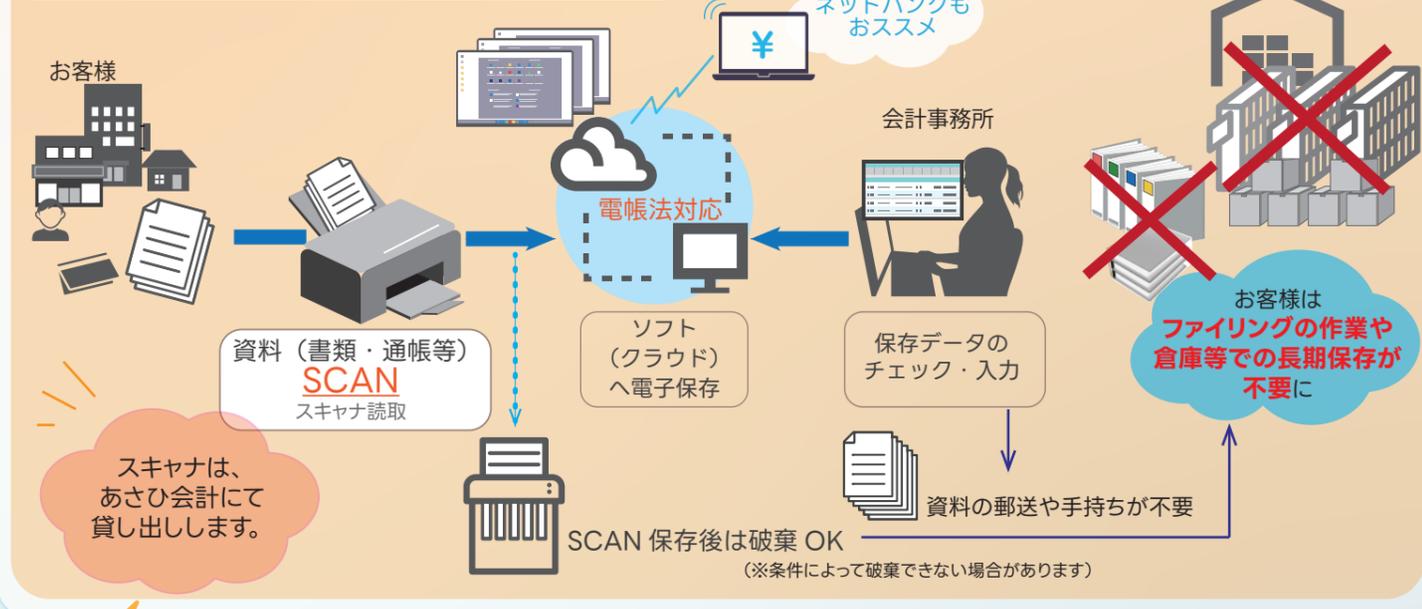
バックオフィスもDXへ

証憑書類等をこれまでお持ち込み頂いたり、郵送頂いたり、弊社スタッフが取りに伺っているお客様向けに、バックオフィスのDX化に向けて、スキャナ貸し出しと電子帳簿保存法対応支援などを行います。
お客様の作業効率化につながるため、下記の今後の推進方針にある方法を推奨いたします。
DX推進したいお客様はQRコードからお申込み、お問い合わせください。※申し込み多数の場合、お時間頂戴する場合があります。

これまでの会計事務所への業務依頼とその後の資料保管の流れ



今後のバックオフィス DX化に向けた推進方針



お客様のメリット

- 1 資料の郵送や持ち込みする手間が省ける！
- 2 資料や帳簿書類などをファイリングする手間が省ける！
- 3 クラウド上でデータ保存するので、大量の紙資料の保管場所が確保不要！（電子帳簿保存法に対応の場合）
- 4 過去の資料が見たい場合、倉庫や資料を取り寄せする必要がなく、検索で確認できる



お申込み・お問い合わせはこちらから

*自計化されているお客様もご相談ください。

Focus

一日6室限定、全室スイートルーム。 波打つ白壁と古宇利ブルーの海。 非日常空間で至福のひと時を。

Yuki Suite Kourijima は沖縄県北部、古宇利島にある一棟貸切のプライベートヴィラです。全室オーシャンビューとなっており、お昼は透明度が抜群のきれいな海で泳ぐことができ、夜は夕日が海に沈んでいく景色や満点の星空を見ることがもできます。沖縄の美しい海と共に、贅沢な非日常を味わえる、特別な空間です。

Private Villa
Yuki Suite Kourijima

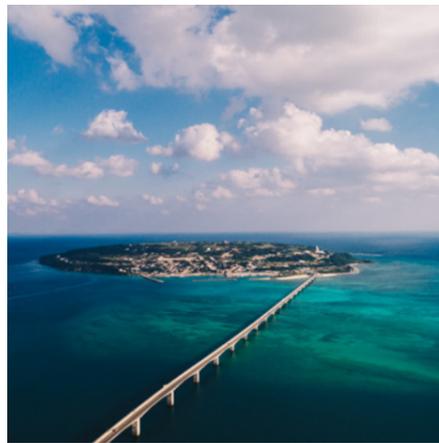
Yuki Suite Kourijima
<https://yuki-japan.com/>
沖縄県今帰仁村古宇利 33-1
TEL.0980-56-5675(8:00-17:00)




ギリシャ、エーゲ海に浮かぶ“サントリーニ島”の美しさに魅了され、古宇利島（こうりじま）の海の青さに心を奪われたオーナーが建設した「Yuki Suite Kourijima」。島の斜面に立ち並ぶ真っ白なヴィラ群が、エーゲ海を思わせる景観を作り上げています。全部屋独立型のヴィラスタイルで、プライベートプールや露天風呂、屋上テラスにガゼボなど、



各棟それぞれ魅力溢れる設備が充実。ベッドやプール、どこからでも視界を遮らず海が眺められるように設計されていて、テラスに面したワイドサイズの一枚窓が古宇利ブルーの絶景と部屋を一体化させています。島ではさまざまなマリナクティビティが楽しめるほか、歩いて3分の隠れ家的なビーチもおすすめ。海もステイも異国に迷い込んだような世界観をお楽しみいただけます。プライベートヴィラが注目される昨今は、プライベートウエディングなどの需要も多く国内外のお客様をお迎えしております。



あさひグループ新職員のご紹介



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
榎 洋一（えのき よういち）
【Yoh】

Microsoft MVP
(Business Applications)

■2024年1月よりロボ研メンバーに加わりました榎 洋一と申します。前職では情シスをしており、社内ITインフラの整備、業務改善を行っていました。今までの経験を活かし Power Apps、Power Automate に関する支援業務の強化に貢献ができるよう頑張ります。



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
松本 典子（まつもと のりこ）
【NORIG】

Microsoft MVP
(Business Applications / Microsoft Azure)

■趣味は古代エジプト文明。Azure Logic Apps / Power Automate 関連で大学の客員講師や Web 媒体で記事連載など情報発信しています。知識を業務に活かせるよう頑張ります！



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
山田 晃央（やまだ てるちか）
【Yama】

Microsoft MVP
(Business Applications)

■趣味は読書、落語鑑賞、着物。Microsoft 365 の提案や導入支援のマネジメントを主に実施していた前職の経験と Power Platform を掛け合わせてお客様の発展をお手伝いできればと思いロボ研にジョインしました。よろしくお願いたします。

レポート | MMPG DX 委員会での DX 取組発表大会

メディカル・マネジメント・プランニンググループ (MMPG)*の DX 委員会で、1月16日、1年間の活動研究発表会を行いました。

会計事務所での Chat-GPT の活用、会計ソフト等の各種システムのシームレスな連携、インボイス対応用フローチャート研究など、複数の研究テーマを全国の30の会計事務所で行い、活動成果発表を行いました。今後、業務での活発な利用が見込まれる Chat-GPT や業務自動化に向けたシステム連携など、いずれも今後の業務の DX 化に必要なテーマで、約80名の皆さんに参加頂きました。

※医療福祉事業に特化した全国の100を超える会計事務所が加盟しているコンサルティンググループ



向井千秋 宇宙飛行士

公認会計士・税理士 栗田 健一



アジア人初の女性宇宙飛行士である向井千秋さんの対談記事を読んだ。向井さんは慶応大学医学部を卒業、心臓血管外科医として慶応大学医学部に勤務後、33歳の時に宇宙飛行士に選ばれ、42歳の時にスペースシャトル「コロンビア号」に、46歳の時にスペースシャトル「ディスカバリー号」に搭乗して2度の宇宙飛行を経験した。

向井さんは医学部時代を振り返り、学生時代はスキー部でスキーしかやっていなかったと述懐しているが、3年生の時に出会った解剖の実習が特に印象に残っているという。「ご遺体を解剖させていただいて思ったことは、草花でも何でも、生きているもの、命があるものは美しいんだということです。特に顔の解剖で顔の皮を剥いでしまったご遺体が並んでいるのを見ると、生きているときは美男美女であってもみな同じに見えたのです。美しさとは何だろう。結局は、誰であっても、生きて、目を輝かせて、何かをしていれば、それで美しいのだと。解剖実習以降、自分の内面の中で築いた内面から出てくるその人らしさが大事なんだと思えるようになりました。」

向井さんはまた、病院で最期を迎える方、病院で生まれて外の世界を知らず命を終える子どもたち、そして自分と同世代の人たちが夢を果たす途中で亡くなられることに対して運命の理不尽さに心の底から悩んだという。そして「つらく、苦しく、どちらに進めばいいのか選択すらできず悩むことがあります。そんなとき進路の選択に悩むことさえ許されず、この世を去っていった人たちがいることを思い出します。もし自分が夢の実現に遭遇することを選択できるのなら、その選択を許されなかった人たちのためにも、失敗を恐れずに、夢に向かって新たな世界に挑戦し続けるべきです。自分の選択で人生を歩んでいけることの有難さを多くの患者さんから学びました」と述べ若者に対して挑戦することを鼓舞するのだった。

向井さんは「人生は自分の選択で歩いていける」「希望に胸膨らませ苦難を乗り越えて歩いていくと、その先に続く新たな道が見えてくるものです」という。1つ1つ着実に、諦めずに進んでいくと希望に続く新たな道が見えてくるというのだ。小学4年生で医者を目指した時も「自分より勉強ができる人はたくさんいるけど、医者になって患者さんを助けたいという、その一つの思いだけは絶対に負けない」という思いがあった。勉強も人ができることだったら、自分は3倍時間をかければ必ずできるという思いでやっていたという。エジソンは「天才は1%のひらめきと99%の努力」という言葉を残しているが、「私、能力がないから」と初めから諦めずに「行こう」と思うことが大事だということだ。

向井さんは、病気で苦しむ人たちの役に立ちたい、だから医者になりたいという夢から、地球の健康を守るという立場に自分を発展させていくことになる。宇宙飛行士たちは誰もが宇宙から自分の故郷をいとおしく見つめるのだという。向井さんも宇宙から地球、日本、群馬県の館林を見つめ、そこに住む父や母、きょうだい、友人、そして郷土の美しさを思い出していたという。「私たちの故郷地球は、われわれが考えているほど大きくはありません。地球生命圏は強靱ではなく、地球資源も有限です。」

「今、ウクライナもガザの問題も、世界がすごく分断されていて、国連が機能しない状況になっている。結局、国のエゴでやっているからです」向井さんは国という枠組みを超えて、無国籍の人で地球を考える組織を作らない限り国連なども機能しないのではと考えている。国境とか、年齢とか、国籍といったものを外して、皆で共有する、分かち合う、独占しないということが大切だということだ。地球は思っているほど大きくないし、温暖化は急速に進んでおり、危機的状況だと心配している。

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着5組様限定、完全予約制
※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。



【山形】
2月14日(水)
3月19日(火)
◆時間：各会場共通
①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00
共催/日本M&Aセンター

『〜リスクリングの第一歩〜 はじめてのRPA』 参加費 無 料

「リスクリングやDXについて最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい？」という方の第一歩を後押しします。

講師：エンジニア 柏倉 佑美
◎プログラム ・Windows10、11標準搭載のRPA



「Power Automate for desktop」とは
・企業におけるRPA活用事例、リスクリング事例から学ぶ
・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ

【山形】
2月14日(水)
◆時間：各会場共通 14:00～15:30 各会場定員◆8名

Microsoft Base Sendai セミナー

『帰ってきた!DX推進者セミナー』

参加費 無 料

「組織内でRPAやデジタル改善の推進リーダー担う方にむけて、導入フェーズに応じた取り組み内容やよくあるお悩みの解決方法をシリーズでご紹介してきたセミナーがリニューアル! 推進経験豊富なパネリスト2名が、ご参加者のお悩みに寄り添いながら、解決の糸口を一緒に探します!

主催：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所
講師：カスタマーエクスペリエンス/Microsoft MVP 大澤 明日香 ・ テクニカルエバンジェリスト/DXアドバイザー 濵谷 匠
◎プログラム ・第0話 今までいただいたお悩みの中から特に気になるお悩みをピックアップ!



【オンライン開催】2月19日(月) ◆時間：11:00～12:00

《こんな方におすすめ》
・DXを社内で推進中の方
・社内のDX推進リーダー、メンバー
・DXを始めなさいと言われた方

『新入社員オープン研修2024』 社会人の基礎を身につけ、現場で即実践できる! 主催/株式会社旭ブレインズ

「上司からの指示を待つばかりではなく、自ら進んで積極的に仕事に関わってほしい」「報告・連絡・相談」をしながら、周りの人と一緒になって仕事をしてほしい」「期待されている『役割』や『仕事の仕方』を考えながら、課題を持って仕事に取り組んでほしい」...そんな経営者や人事担当者の皆様の期待を実現するために、新卒新入社員を対象とした研修プログラムです。

◎プログラム概要： ●オリエンテーション ●「仕事とは何か」を考える ●企業経営の目的
●社会人としてのマナー ●仕事のすずめかた ●3ヶ月間の行動計画

【山形】定員◆30名
4月2日(火)・3日(水) の2日間
◆時間：各会場共通 9:30～16:30

【仙台】定員◆12名
4月4日(木)・5日(金) の2日間

参加費：お一人様 ¥22,000 昼食代込



YouTube 動画配信中心 役立つ<税>の情報を分かりやすく配信。限定公開です。

あさひ会計ch



https://x.gd/ASAHI_YouTube

最新の配信タイトルはこちら

【令和5年度 確定申告】

- ①マイナポータルを活用
 - ・マイナポータルの使い方
 - ・連携対象の証明書について
- ②様式の変更点(事業所得)
 - ・決算書の記入項目追加
 - ・売上金額と仕入金額の記入の仕方



【インボイス制度】についても現在12タイトルを配信

ぜひご覧ください!



Yuki Suite Kourijima (P7 参照)

Beyond vol.38

2024年2月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>